

チッタゴン丘陵地帯カグラチャリ県における発砲・暴力事案に関する声明

2025 年 10 月 1 日

ジュマ・ネット

1. 声明

ジュマ・ネットは、バングラデシュ・チッタゴン丘陵地帯カグラチャリ県グイマラ郡（Guimara Upazila）周辺で 2025 年 9 月 23 日に発生したとされるマルマ女性に対するベンガル人青年によるレイプ、そしてそれに抗議する先住民族の抗議運動に対する 9 月 28 日の治安部隊の発砲・暴力対応に対し、強い憤りと深い哀悼の意を表明します。報道によれば、抗議行動の渦中で少なくとも先住民族側 3 名が死亡し、多数が負傷しました。（死傷者数については報道により差異があり、4 名死亡とする報道も確認しております。）

当該事案は、マルマ族の女子生徒への 3 名のベンガル人青年の集団レイプ事件に対する抗議・道路封鎖を背景に発生しました。抗議運動への政府治安部隊の衝突、発砲、ベンガル人住民らによる市場や家屋への焼損が報じられています。

ジュマ・ネットは、いかなる理由であれ、平和的な抗議に対する過剰な武力行使や住民への集団的な報復、また被害者・証人への威圧を容認しません。政府・治安当局・関係各機関に対し、事態の早急かつ公正な収拾と、加害行為に対する法に基づく厳正な責任追及を強く求めます。

2. 事実関係（報道ベースの要旨）

- 事案の前提として、9 月 23 日のマルマ族の女子生徒への 3 名のベンガル人青年による集団レイプ事件が抗議の引き金となった
- 9 月 28 日、グイマラでの抗議に関連し、政府治安部隊の発砲・衝突により少なくとも 3 名が死亡。複数メディアが報道（死亡 4 名とする報道も存在）
- 同日午後、グイマラのラメス／ラメスス（Ramesu/Ramessu）バザール周辺でベンガル人住民による放火が発生し、商店と周辺家屋が焼損
- 負傷者は少なくとも 25 名との報道（軍・警察・記者を含む）
- バングラデシュ内務省は「暴徒（miscreants）による攻撃で 3 名死亡、治安当局側にも負傷」と発表
- 行政は 9 月 30 日、5 名から成る調査委員会を設置し、補償・被災状況把握を並行実施と報道

3. ジュマ・ネットの立場と要請

(1) 独立・中立・迅速な真相究明

政府は、調査委員会を独立性・専門性・地域当事者の参加で補強し、第三者性を担保した期限付きの徹底調査を実施してください（弾道鑑定、死亡・負傷記録、現場映像の保全、通話・無線ログの検証等）。調査結果と証拠は公開し、説明責任を果たすことを求めます。

(2) 加害行為の厳正な法的責任追及

集団性暴力事件の被疑者、違法な発砲や放火・略奪に関与した者を、身分や所属に関わらず速やかに逮捕・起訴し、国内法に基づく公正な司法手続を行うよう求めます。

(3) 住民保護と「集団的懲罰」の回避

治安当局は、住民保護を最優先とし、抗議への過剰・無差別な武力行使や、特定コミュニティへの集団的懲罰に繋がる作戦を直ちに中止してください。憲法が保障する生命・身体安全（第 31 条・第 32 条）、平和的集会の自由（第 37 条）の尊重を徹底してください。

(4) 人道的支援・救済

負傷者への医療支援、被災家屋・商店の損壊への補償、避難・保護措置、被害者・証人・記者への保護を直ちに実施してください。

4. 国際基準と国内法の枠組み

バングラデシュは国際人権規約 B 規約（ICCPR）の締約国であり、生命権・公正な手続・表現や集会の自由の保障が求められます。国内的にも、憲法第 31 条（法の保護）・第 32 条（生命・身体自由）・第 37 条（平和的集会の自由）は基本的人権として確認されています。治安当局の対応は、これら規範に適合し、必要性・比例性・差別禁止の原則を充たさねばなりません。

2025 年 10 月 1 日

ジュマ・ネット